

第73回全国青年大会 要項

2025



日本青年団協議会
一般財団法人日本青年館
東 京 都

基準要項

1. 主 旨

この大会は、地域を舞台にスポーツ・芸能文化活動といった様々な活動に取り組んでいる青年たちが都道府県の代表として全国各地から集まり、日ごろの地域活動の成果を仲間たちとともに発表し、また、その技術を競い合うことによって、青年同士の友好親善を深めるとともに、スポーツ・芸能文化活動が豊かに取り組まれる健康で文化的な生活を自らの手でつくり出し、さらには、青年がその中心となりながら、子どもたちやお年寄りといった多様な世代が手を取り合って暮らせるような、真に豊かな地域社会の創造をめざし開催する。

2. 主 催

日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館、東京都

3. 共 催

公益財団法人全日本剣道連盟（剣道のみ）

4. 後 援（予定）

文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省、各道府県または道府県教育委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、NHK、公益財団法人日本バスケットボール協会、公益財団法人全日本軟式野球連盟、公益財団法人日本サッカー協会、日本体育大学、公益財団法人日本レクリエーション協会、葛飾区、江戸川区、特定非営利活動法人テレビ日本美術家協会

5. 運営上の留意事項

地域青年の総意を結集して、本大会を成功に導くため、町村大会、郡市区大会、都道府県大会と順次盛り上がるよう工夫して、これを本大会に反映させる。

郡市区ならびに町村大会においては、都道府県大会の予選を兼ね、青年の総意を結集する。都道府県大会においては、本大会の予選を兼ねて、それぞれの地域の特色ある行事を加える。

6. 実施に関する事項

競技運営に関することは、各部門別要項及び種目別実施要項に定めるところによる。ただし剣道は各部門別要項の限りではない。

7. 参加者数見込について

約1,200名を予定。

体育の部 要項

1. 目 的

全国青年大会体育の部は、青年によるスポーツの普及振興を目的に実施する。

2. 期 日

2025（令和7）年11月7日（金）～10日（月）

3. 実施競技

- （1）バスケットボール（男子・女子）
- （2）軟 式 野 球
- （3）剣 道（男子・女子）
- （4）フ ッ ト サ ル

4. 会 場

各種目別実施要項に定める。

5. 運営上の留意事項

地域青年の総意を結集して、本大会を成功に導くため、町村大会、郡市区大会、都道府県大会と順次盛り上がるよう工夫して、これを本大会に反映させる。

郡市区ならびに町村大会においては、都道府県大会の予選を兼ね、青年の総意を結集する。都道府県大会においては、本大会の予選を兼ねて、それぞれの地域の特色ある行事を加える。なお参加者は、原則として都道府県大会で選考のうえ決定する。

6. 参加資格

- （1）本大会の参加者とは、団長、副団長、総監督、総務、競技別監督、コーチ、アシスタントコーチ、マネージャー、スコアラー、トレーナー等（有資格者）、スタッフ及び選手をいう。
- （2）日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- （3）国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- （4）過去に**国民スポーツ大会及び各種目に定める全国競技会などへの参加実績を有する者は本大会に参加できない（詳細は各種目別実施要項を参照）**。ただし、国民スポーツ大会少年の部等の出場者は本大会への参加を認める。
- （5）前大会において本大会要項を遵守せず、不正（無資格者を出し失格した等）を行った選手は、当

該種目について参加することができない。また、その選手が団体種目にエントリーしている場合は、そのチーム全員が参加できないものとする。

7. 参加条件

- (1) 参加する場合は、大会本部が指定する期日までに参加費、保険料、大会運営費を納入しなければならない。
- (2) 複数の種目に出場する場合、参加費に限ってはそれぞれ支払うこととする。
- (3) 団体種目に限りオーバーエイジ枠（以下、OA枠（1985（昭和60）年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める））の適用を認める。

8. 参加費

- (1) **参加費は各種目に該当するチーム参加費を11月5日（水）までに支払うこととする。**
- (2) 監督及びコーチ・アシスタントコーチ・マネージャー・スコアラー・トレーナー等（有資格者）・スタッフが同一種目において2チーム以上を兼務する場合でも、支払うチーム参加費に変更は無い。
- (3) **本大会の参加者は、参加費とは別に大会運営費として1人1,100円（税込）を支払うものとする。**なお、申込後における棄権者の大会運営費は、「15. 有事の際の対応」に準じて、原則として返金は行わない。
- (4) 各道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）は大会運営費及び保険料のみを支払うこととし、参加費は発生しないものとする。ただし、選手団役員が種目別監督または選手を兼任する場合は、種目ごとに定められた参加費を支払う。

<体育の部チーム参加費>

競技種目	チーム参加費（税込）
バスケットボール	33,000円
軟式野球	33,000円
剣道男子	16,500円
剣道女子	11,000円
フットサル	33,000円

9. 保険

大会参加者は、全国青年大会傷害保険に加入するものとする。個人の掛金は300円（税込）とする。ただし、オブザーバーも名簿（氏名および住所、生年月日）の提出により加入することができる。なお、参加選手の棄権に伴う保険料は返金しない。

10. 申 込

- (1) **参加者申込は、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口から申し込む**ことを原則とし、所定の申込用紙（別に定める）に入力のうえ、全国青年大会事務局あてに申し込むものとする。
- (2) **申込の締切は9月30日（火）17時必着とする**。ただし、申込書の提出方法についてはデータ送付が好ましいが、郵送でも構わないものとする。申込に際し、派遣者名の公印に関する取扱いについては問わないものとする。
- (3) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。
ただし、**団体競技種目で棄権者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める**。
また、**入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする**。入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。なお、新たに入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとし、入れ替える人数を上回っての入れ替え登録を行うことはできない。
- (4) やむをえず棄権をする場合は、大会本部（試合当日は競技運営本部）まで必ず届けること（様式不問）。

11. 組み合わせ・対戦相手の決定

対戦相手の決定は、主催者が行う。出場チーム数によっては要項に記載された試合方法によらず、新たな試合方法を用いることもあり得る。

また、組み合わせ・対戦相手の公表については、事前に日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口に行い、運用については各大会窓口にゆだねるものとする。

12. 各種目別監督会議

各種目別に実施する監督会議では参加条件、参加資格、その他要項に関する決定はできない。ただし屋外競技の雨天時の対応等種目によって運営上必要な事項については協議することができる。

13. 表 彰

団体戦、個人戦ともに、ベスト4までの表彰とする。なお、失格者（チーム）が入賞している場合にはその賞を剥奪する。その際、当該賞は空位とし、席位を繰り上げることはしない。

また、申込終了後、**申込数が8チームまたは8人以下であった場合、優勝・準優勝までの表彰とする**。
詳細は各種目別実施要項に別途定める。

14. 大会役員などの委嘱

大会役員ならびに競技役員は、主催者において委嘱する。

15. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

（1）諸経費について

- ①有事の際の棄権に関わらず、「8. 参加費」に基づき支払うものとする。
- ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。
すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③参加チーム・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、**大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。**

（2）主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

（3）記載のない内容については、主催者で判断する。

16. その他

（1）無資格の選手が参加していることを発見したときは、次の通り失格とする。なお、失格に伴う相手選手（チーム）の取り扱いについては、主管団体の競技規則に準じて決定する。

（2）大会参加者は次の事項を守らなければならない。

- ①監督、選手のユニフォームには特別の定めのある場合を除き、企業名を記したものは一切使用しないこと。
- ②**参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
- ③参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- ④参加者は、大会に関する写真や動画の撮影及び活用について別途定めるガイドラインに従う。

（3）原則として基準要項、体育の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。ただし、「15. 有事の際の対応」については、種目別要項よりも当該規程が優先される。

（4）記載のない内容については、主催者で判断する。

17. 大会事務局

この大会の事務局は、〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館5階 日本青年団協議会内に置く。

バスケットボール 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）～10日（月）

2. 会 場

東洋大学赤羽台キャンパス HELSPO HUB-3 アリーナ、国立オリンピック記念青少年総合センター

3. 主 管

一般社団法人東京都バスケットボール協会

4. チーム編成

男子・女子共監督1名。選手は7名以上12名以内で編成する。なお、コーチ1名、他スタッフ2名の計3名を別途加えることができる。監督会議での報告をもって、監督、選手、コーチ、他スタッフ2名は同一メンバーで全試合に臨むものとする。試合ごとの上記メンバーの変更は認めない。各都道府県選手団より、原則として男女各2チームまで参加することを認める。

5. 参加資格

- （1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督・総務）、監督、コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーはこの限りではない。
- ①1985（昭和60）年4月2日から2010（平成22）年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和7）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- （2）日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- （3）過去において、次にかかげる大会（リーグ）に出場した選手の出場は認めない。ただし、高校年代までの参加経験がある選手と、（オ）については出場から10年以上経過している選手は認める。
- （ア）国際競技会
 - （イ）全日本総合選手権大会
 - （ウ）全日本実業団選手権大会
 - （エ）JBL（JBL2）、WJBL
 - （オ）国民スポーツ大会バスケットボール競技
 - （カ）全日本実業団競技大会

- (キ) 全日本社会人バスケットボール地域リーグチャンピオンシップ
 - (ク) bjリーグ
 - (ケ) NBL (NBDL)
 - (コ) 3×3. EXE PREMIER
 - (サ) Bリーグ、Wリーグ
- (4) **国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。**
- (5) **日本学生バスケットボール連盟に加盟する者は本大会に参加できない。**
- (6) **無資格の選手が参加していることが発見されたときは、当該チーム全体を失格とする。**

6. オーバーエイジ枠

参加資格に、オーバーエイジ枠（以下、OA枠（1985（昭和60）年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める））を設ける。OAの選手が参加する場合は登録選手のうち2名以内とする。

7. 競技方法

- (1) **バスケットボール競技現行規則による。**
- (2) **トーナメント方式又は予選グループ方式ののち決勝トーナメント戦とする。**3位以下の決定戦は行わない。なお、主催者が前述の方法では日程が消化できないと判断した場合、新たな運営方法を用いる場合もある。この場合は、試合方法は10月半ばを目処に日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口連絡した上で、プログラムに記載するとともに監督会議でも発表する。
- (3) 必要に応じて、競技時間を短縮することがある。この場合の競技時間は主催者において決定し、プログラムに記載するとともに監督会議においても発表する。
- (4) ベンチ入りが認められるのは、原則として監督、コーチ、アシスタントコーチ、マネージャーとし、参加チームのチーム代表者（都道府県選手団役員等）がベンチ入りを希望する場合は、事前に競技場内の大会事務局に申し出ること。なお、認められる人数は2名以内とする。

8. 参加上の注意

- (1) ユニフォームは、全員が同型・同色のものを濃・淡両方（淡色は白色が望ましい）用意する（ユニフォームの下へTシャツの着用は不可）。
- (2) 申し込みにあたり、**ユニフォーム（シャツ・パンツ）の前面と背面（濃淡両方）の写真**を郵送またはメールにて大会本部まで送ること。**未提出のチームは、監督会議にユニフォームを持参し、主催者のチェックを必ず受けること。**
- (3) ユニフォームに記載することができる文字は、**申込チーム名か都道府県名とする。**市区町村名をはじめとする地域名は、申込チーム名に入っていれば認める。企業名、商品名、申込チーム名と異なるチーム名の入ったユニフォームは認めない。ただし、上から別布で見えなくしたものは可。
- (4) ユニフォーム番号は、0（00）番から99番までの番号とし、ユニフォームの色と区別できる単色の番号をつける。また、異なるプレイヤーに同じ番号を用いてはならない。

- (5) **参加チームは、オフィシャルを担当する。**
- (6) ユニフォーム番号は監督会議まで変更を認め、以後の変更は認めない。

9. 表 彰

- (1) ベスト4まで表彰し、賞状を授与する。
- (2) メダルは1位チームに金メダル、2位チームに銀メダル、3位チームに銅メダルを全員に授与する。
- (3) 1位チームには優勝旗とカップ、2位及び3位チームには楯を授与する。
- (4) **申込終了後、申込数が8チーム以内であった場合、優勝・準優勝までの表彰とする。**

10. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ①有事の際の棄権に関わらず、「体育の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加チーム・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、**大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。**
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

11. その他

- (1) 原則として基準要項、体育の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) **参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
- (3) 参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (4) 監督・コーチ・アシスタントコーチ・マネージャーが2チーム以上を兼務する場合でも支払うチーム参加費に変更は無い。
- (5) 記載のない内容については主催者で判断する。



スポーツ振興基金助成事業

独立行政法人日本スポーツ振興センター

軟式野球 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）～10日（月）

2. 会 場

S&D 昭島スタジアム、江戸川区球場、奥戸野球場

3. 主 管

公益財団法人東京都軟式野球連盟

4. チーム編成

監督1名。選手20名以内で構成し、各都道府県選手団より、原則として2チームまで参加することを認める。なお、コーチ、マネージャー、スコアラー、トレーナー等（有資格者）を1名ずつ別途に加えることができる。主将は選手とする。また、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー、トレーナー等（有資格者）も選手を兼ねることができる。選手として兼ねる場合は、選手数はそれも含めて20名以内とする。

5. 参加資格

- （1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督・総務）、監督、コーチ、マネージャーはこの限りではない。
- ①1985（昭和60）年4月2日から2010（平成22）年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和7）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- （2）**日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。**
- （3）国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- （4）全日本大学軟式野球連盟に加盟する者は本大会に参加できない。
- （5）不正選手が参加していることが相手チーム、大会本部、審判いずれかによって発見されたときは、当該チーム全員を失格とする。
- ①試合中に発見されたときは、その試合を没収試合とする。
 - ②試合後に発見されたときは、勝っていた場合も次の試合に進めない。
 - ③いずれの場合も前の試合結果には及ばない。

6. オーバーエイジ

参加資格に、オーバーエイジ枠（以下、OA枠（1985（昭和60）年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める））を設ける。OAの選手が参加する場合は登録選手のうち5名以内とする。

7. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

ただし、**団体競技種目で棄権者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。**また、**入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする。**入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。なお、新たに入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとし、入れ替える人数より多くの入れ替え登録を行うことはできない。

やむをえず棄権をする場合は、大会本部（試合当日は競技運営本部）まで必ず届けること。

8. 競技方法

（1）今大会の競技は（公財）全日本軟式野球連盟現行規則に準じて行う。

ベンチ入りできるメンバーは監督、コーチ、選手、マネージャー、スコアラー、トレーナー等（有資格者）の他にチーム代表者1名を加えることができる。なお、監督、コーチ、選手以外のユニフォーム着用は認めない。

（2）ベンチは組み合わせ番号の若い方を一塁側として、先攻・後攻はじゃんけんにて行う。

（3）試合は7イニングとし、時間は1時間45分とする。延長戦は原則として行わず、7回終了時において同点の場合は特別方式を最長2イニングまで行い、それでも同点の場合は抽選によって勝敗を決定する。ただし、決勝戦は7イニングを行い同点の場合は、延長戦は9回までとし、なお同点の場合は主催者の判断で特別方式を用いる場合もある。特別方式では継続打順で、前回の最終打者を1塁走者、その前の打者を2塁走者とする。すなわち無死1、2塁の状態にして試合を行う。得点の多いチームを勝ちとする。

＜時間制限の解釈について＞

- ・先攻チームがリードの6回表に1時間45分が経過した場合
6回裏の後攻チームの攻撃まで行う。
- ・先攻チームがリードで、6回裏の攻撃中に1時間45分が経過した場合
6回裏の後攻チームの攻撃まで行う。
- ・後攻チームがリードで、6回裏の攻撃が始まった後で1時間45分が経過した場合
1時間45分を経過した時点で試合終了とする。審判員から、その時点の打者の打撃中にその旨を両チームに通告し、この打者が打撃を完了して試合終了とする。

（4）コールドゲームについて

得点差によるもの・・・5回以降、7点差とする。ただし、決勝戦には得点差によるコールドゲームを適用しない。

- 降雨、日没によるもの・・・5回以降審判が中止した時点で正式試合として成立する。
- (5) 試合はイニングに関わらず、5回以前でも1時間45分経過した場合は、正式試合として成立する。降雨、日没などで、1時間45分未満で中止となった場合は、翌日継続試合とする。
- (6) チームは指名打者(DH)を1名指名することができる。DH制採用の有無はチームの自由とするが、**先発投手がDHを兼任することはできない。**
- (7) 試合前のシートノックについては、時間は5分間を原則として全試合前に実施する。ただし各競技場の状況等によっては省略することがある。
- (8) メンバー表は、監督会議において各チームに一冊と1部(5枚複写)を配付する。当日第1試合のチームは試合開始30分前、第1試合以降のチームは前試合の4回終了時に大会本部に1部提出すること。なお、第3試合がトーナメントの勝ち上がりの場合、(決勝)のメンバー表は、第2試合終了後15分後に提出すること。
- (9) 試合球は公認M号(ケンコー)を大会本部で用意する。その他の備品は各チームで用意すること。
- (10) ユニフォーム(帽子・ストッキングも含む)は原則、チーム全員同色同型とし、野球用スパイクを使用すること。ストレートパンツも着用可能とする。
- (11) 背番号は、プログラムに登録された0番から99番までとし、監督30番、主将10番とする。登録された背番号は重複しないこと。また、登録された背番号の変更はできない。なお、企業名、大学名の入ったユニフォームでは出場できない。
- (12) 金属バット、ハイコンバット及び捕手のマスクは、連盟公認(J・S・B・B)のマーク入りのものを使用すること。
- (13) 打者、次打者、走者及びベースコーチは、S・Gマークのついた連盟公認(J・S・B・B)ヘルメットを着用すること。
- (14) 捕手は、プロテクター、レガース、マスク(スロートガード付)、捕手用ヘルメット、ファールカップを着用すること。
- (15) 雨天時の場合の対応は以下の通りとする。
- ①雨天時の対応は、主催者が決定する。ただし、主催者判断で監督会議を緊急開催する場合もある。
 - ②雨天時には球場を移動するチームが出てくる場合があることを了承すること。
 - ③全試合を消化できない場合でも、参加費・大会運営費・保険料は返却しない。

9. 表 彰

- (1) 表彰は優勝、準優勝、第3位のチームに行う。
- (2) 第3位チームには、準決勝終了後各会場で賞状と第3位盾ならびに登録メンバー全員に銅メダルを授与し、表彰する。
- (3) 準優勝チームには賞状、準優勝楯並びに登録メンバー全員に銀メダルを授与し、表彰する。
- (4) 優勝チームには賞状、優勝旗と優勝カップ並びに登録メンバー全員に金メダルを授与し、表彰する。
- (5) 申込終了後、**申込数が8チーム以内であった場合、優勝・準優勝までの表彰とする**

10. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

（1）諸経費について

- ①有事の際の棄権に関わらず、「体育の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
- ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。
すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③参加チーム・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、**大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。**

（2）主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

（3）記載のない内容については、主催者で判断する。

11. その他

- （1）原則として基準要項、体育の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- （2）参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。
- （3）参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- （4）監督・コーチ・アシスタントコーチ・マネージャーが2チーム以上を兼務する場合でも支払うチーム参加費に変更は無い。
- （5）記載のない内容については主催者で判断する。



スポーツ振興基金助成事業

独立行政法人日本スポーツ振興センター

全国青年剣道大会 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）、9日（日）

2. 会 場

東京武道館 大武道場（東京都足立区綾瀬3-20-1） 電話 03-5697-2111

※東京メトロ千代田線 綾瀬駅東口下車 徒歩5分

3. 主 催

公益財団法人全日本剣道連盟、日本青年団協議会

4. チーム

- （1）男子団体…監督1名、選手5名（先鋒、次鋒、中堅、副将、大将）、計6名とする。
- （2）女子団体…監督1名、選手3名（先鋒、中堅、大将）、計4名とする。
- （3）団体戦に出場した選手男女は、個人戦にも出場する。
- （4）男子団体の大将は、30代の者とする。
- （5）男女団体の監督は選手を兼ねることができる。
- （6）各都道府県選手団より男女各1チームまで参加することを認める。

5. 出場選手資格および選出方法

- （1）**本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし監督はこの限りではない。**
 - ①1990（平成2）年4月2日以降2007（平成19）年4月1日までに出生した者。
 - ②各都道府県剣道連盟に登録した個人会員とする。
 - ③地域で活動する青年を参加対象とする。
 - ④大学生の参加を2名以内で認めるが、全日本学生剣道連盟に加盟する者は参加できない。
- （2）予選会の実施については各都道府県派遣窓口と協議のうえ決定し、日本青年団協議会並びに全日本剣道連盟に参加申込書を提出すること。また、参加にあたっては、所属都道府県選手団の諸規程を厳守し、その運営に協力するとともに他種目の選手とも友好をはかること。
- （3）過去において、次にかかげる大会に出場した者は参加できない。
 - （ア）国際大会ならびに全日本選手権大会
 - （イ）国民スポーツ大会剣道競技（少年の部の出場は除く）
 - （ウ）全日本都道府県対抗優勝大会（高校生・大学生時の出場は除く）
 - （エ）全国教職員大会

(オ) 全国警察官大会

- (4) 出場者は、剣道具の垂中央に黒または紺色に白ぬきで県名(横書き)、姓(縦書き)を明記した布製の名札を必ず着けること。

〔例〕

都道府県名
姓

- (5) 無資格の選手を発見したときは、団体戦はチーム全員、個人戦は当該選手を失格とする。

6. 出場選手の申込み

2025(令和7)年9月12日(金)までに、参加申込書を日本青年団協議会に送付する。

送付先：日本青年団協議会

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館5階

(電話) 03-6452-9025

(MAIL) jsc_zenseitai@dan.or.jp

7. 試合・審判および試合方法

- (1) 全日本剣道連盟剣道試合・審判規則と同細則による。

ア. 団体戦、個人戦ともトーナメント方式により行う。

イ. 団体戦の試合は、3本勝負とし、試合時間は男子5分、女子4分とする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。なお、勝者数、総本数が同じ場合は代表者戦を行う。代表者戦の選手は、先鋒から大将の中より任意に選出し、1本勝負とする。試合時間は、男子5分、女子4分とし、試合時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を行う。延長に入ってからからの試合時間は3分区切りで、勝敗が決するまで継続する。

ウ. 個人戦の試合は、3本勝負とし、試合時間は男子5分、女子4分とする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を行う。なお、延長に入ってからからの試合時間は3分区切りで、勝敗が決するまで継続する。

- (2) 試合者は胴紐の交差点に主催者側で用意した赤または白の目印を中央から二つ折りにして着けること。

- (3) 試合場に入ることが認められるのは、選手及び監督のみとする。この場合の服装は、剣道着・袴、スーツ、もしくは各都道府県選手団のユニフォームとする。

8. 剣道用具の取り扱いについて

本大会における、剣道用具の取り扱いについては、安全性・公平性の観点から以下の通りとする。予選会も同様に取り扱うこととする。

- (1) 大会で使用する剣道用具について、「剣道用具確認証」を提出すること（「12. 安全管理」参照）。
- (2) 竹刀については次の事項を遵守すること。また大会初日に、計量・検査を必ず受けること。
- 竹刀の長さ（全長・先革長）、重さ、太さ（先革先端対辺直径値及び先端より8cmのちくとう部対角直径値）は、表1、表2、表3および図の通りとする。
 - ピース（四つ割り竹）の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状の変更をしたものの使用は認めない。
- (3) 小手については次の事項を遵守すること。
- 小手は、こぶしと前腕（肘から手首の最長部）の1/2以上を保護し、安全性を保つため小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力がある。
 - 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さについては小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5cm以内である。
- (4) 面については次の事項を遵守すること。
- 面ぶとんは安全性を保つため、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
- (5) 剣道着については次の事項を遵守すること。
- 剣道着の袖は、安全性を保つため、肘関節を保護する長さを確保すること。（構えたときに肘関節が隠れること）

表1 竹刀の長さ、重さ、太さ

	長 さ (全 長)	重 さ	太 さ	
			先端部最小直径	ちくとう最小直径
男子	120 センチメートル以下	510 グラム以上	26 ミリメートル以上	21 ミリメートル以上
女子	120 センチメートル以下	440 グラム以上	25 ミリメートル以上	20 ミリメートル以上

表2 二刀の場合の竹刀の長さ、重さ、太さ(男子)

	長 さ (全 長)	重 さ	太 さ	
			先端部最小直径	ちくとう最小直径
大刀	114 センチメートル以下	440 グラム以上	25 ミリメートル以上	20 ミリメートル以上
小刀	62 センチメートル以下	280～300 グラム	24 ミリメートル以上	19 ミリメートル以上

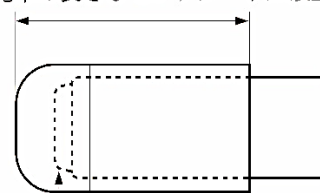
表3 二刀の場合の竹刀の長さ、重さ、太さ(女子)

	長 さ (全 長)	重 さ	太 さ	
			先端部最小直径	ちくとう最小直径
大刀	114 センチメートル以下	400 グラム以上	24 ミリメートル以上	19 ミリメートル以上
小刀	62 センチメートル以下	250～280 グラム	24 ミリメートル以上	19 ミリメートル以上

図. 竹刀の先革長、先革先端部最小直径値、ちくとう直径値の計測方法

<竹刀の先革長、先端部最小直径値の計測方法>

先革の長さ5センチメートル以上

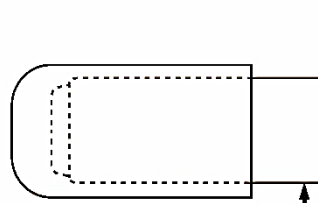


先
計測位置
(先端から1.5センチメートル)

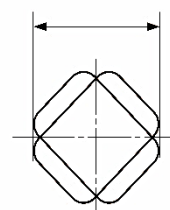


計測位置
(対辺直径)

<ちくとうの最小直径値の計測方法>



計測位置
(先端から8センチメートル)



計測位置
(対角直径)

9. 試合運営上留意すべき事項

- (1) サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合に限り、見苦しくなく、かつ相手に危害を加えない範囲において、これを認める。ただし、届け出る必要はない。
- (2) 面紐の長さは結び目から約 40 cm 以内とする。

10. 表 彰

- (1) 団体戦で1位のチームに賞状・優勝旗・カップ・メダル、2位及び3位のチームに賞状・楯・メダルを授与する。ほかベスト8に入賞したチームに賞状を授与する。なお団体戦において参加チーム数が16以下の場合、ベスト4までの表彰とする。
- (2) 個人戦で1位から3位の者に賞状・メダルを授与する。ほかベスト8に入賞した者には賞状を授与する。

11. 経 費

監督および選手の参加にかかる経費は、各都道府県剣道連盟と各都道府県青年団が協議し決定する。

※参加費（運営費・保険料含む）について

- (1) 参加するチームは、所定の参加費を11月5日（水）までに支払うこととする。なお、参加費の請求書は、10月中旬をめぐりに各都道府県剣道連盟または各都道府県青年団に送付する。送付先は、各都道府県剣道連盟と各都道府県青年団が協議し決定する。
- (2) 監督及びコーチ・アシスタントコーチ・マネージャー・スコアラー・トレーナー等（有資格者）・スタッフが同一種目において2チーム以上を兼務する場合でも、支払うチーム参加費に変更はない。
- (3) 本大会の参加者は、参加費とは別に大会運営費として1人1,100円（税込）を支払うものとする。なお、申込後における棄権者の大会運営費は、「15. 有事の際の対応」に準じて、原則として返金は行わない。
- (4) 大会参加者は、全国青年大会傷害保険に加入するものとする。個人の掛金は300円（税込）とする。ただし、オブザーバーも名簿（氏名および住所、生年月日）の提出により加入することができる。なお、参加選手の棄権に伴う保険料は返金しない。

◆チームでかかる参加費

チーム	チーム参加費（税込）
剣道男子	16,500 円
剣道女子	11,000 円

◆個人でかかる費用

一人あたり（監督含む）	各費用（税込）※男女共通
運営費	1,100 円
保険料	300 円

12. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し本大会に出場すること。また、健康保険証を持参のこと。

主催者において、試合実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに当該の試合への参加を中止とする。

なお、主催者は大会中に出場選手の事故に対し（大会会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

出場チームにおいて、監督は大会での選手の使用用具を事前に確認し、「剣道用具確認証」を、竹刀計量・検査時に提出すること。

13. 個人情報等への取り扱い

※以下を申込者に周知してください。

参加者の個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は、全日本剣道連盟および日本青年団協議会が実施する本大会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせて公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- （１）主催者および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- （２）主催者および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- （３）主催者の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

14. 監督会議

2025（令和7）年11月7日（金） 東京武道館2階大研修室 （予定）

※選手の変更及びオーダーの変更は、監督会議までに申し出ること。時間については、後日諸連絡にて連絡する。

15. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

（1）諸経費について

- ①有事の際の棄権に関わらず、「11. 経費」に基づき支払うものとする。
- ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。
すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③参加チーム・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、**大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。**

（2）主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

（3）記載のない内容については、主催者で判断する。

16. その他

（1）原則として基準要項、体育の部要項に定めるところによるが、これらと本要項が異なる場合には本要項が優先される。

（2）**参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**

（3）参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。

（4）本大会は、全日本剣道連盟「感染症予防ガイドライン」を遵守する。

（5）面をつけて剣道を行う際には、飛沫の飛散防止等のため、口の部分を覆うシールドもしくは、面マスクを着用する。

（6）記載のない内容については主催者で判断する。

フットサル 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）、9日（日）

2. 会 場

目黒区立中央体育館 競技場

3. 主 管

公益財団法人東京都サッカー協会

4. チーム編成

- （1）監督1名、コーチ1名、スタッフ2名、選手20名以内で編成する。監督・コーチ・スタッフは選手を兼ねることができる。
- （2）各都道府県選手団より、原則として2チームまで参加することを認める。

5. 参加資格

- （1）**本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督・総務）、監督、コーチ、アシスタントコーチ、スタッフはこの限りではない。**
 - ①1985（昭和60）年4月2日から2010（平成22）年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和7）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
 - （2）**本大会参加者は、大会の趣旨および運営上の留意事項により、上記参加資格を有するものとする。**
日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口は関係団体と協議して参加者を選出または推薦することを原則とする。
 - （3）過去、次にかかげる大会（リーグ）に出場した選手の出場は認めない。
 - （ア）国際競技会
 - （イ）日本フットサルリーグ（Fリーグ）
 - （ウ）全日本フットサル選手権大会（決勝大会）
 - （4）過去において、次にかかげるサッカー大会（リーグ）に出場した選手の出場は認めない。
 - （ア）国際競技会
 - （イ）Jリーグ（J1リーグ、J2リーグ、J3リーグ）
- ※上記（4）（5）に類似する大会に出場した選手の本大会出場の有無は主催者が判断する。

- (5) 無資格の選手を発見したときは、当該チーム全体を失格とする。

6. オーバーエイジ

参加資格に、オーバーエイジ枠（以下、OA枠（1985（昭和60）年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める））を設ける。OAの選手が参加する場合は登録選手のうち2名以内とする。

7. 競技規則

当該年度日本協会制定の『フットサル競技規則』による。試合時間については競技方法2項による。

8. 競技方法

- (1) **大会形式は、会場と出場チーム数によって決定する。詳細は監督会議等で発表する。**

- (2) 試合時間は、基本的に以下のとおりとする。

A. 1次リーグ・2次トーナメント方式

1次リーグは、20分間（各10分間からなる2つのピリオド）のランニングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは2分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）とする。時間内で決着がつかず同点の場合、延長戦・ペナルティーキック（PK）方式は行わず、引き分けとする。

2次トーナメントは、20分間（各10分間からなる2つのピリオド）のランニングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは2分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）とする。時間内で決着がつかず同点の場合、6分間（各3分間からなる2つのピリオド）のランニングタイムの延長戦を行う。尚決着のつかない場合は、ペナルティーキック（PK）方式により勝利チームを決定する。

B. 全チームトーナメント方式

20分間（各10分間からなる2つのピリオド）のランニングタイムとし、ハーフタイムのインターバルは2分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）とする。時間内で決着がつかず同点の場合、6分間（各3分間からなる2つのピリオド）のランニングタイムの延長戦を行う。尚決着のつかない場合は、ペナルティーキック（PK）方式により勝利チームを決定する。

- (3) グループリーグにおける順位決定方法は、勝3点、引分け1点、負0点の勝点により、勝点の多い順に順位を決定する。尚、2チーム以上のチームが、同勝点の場合、以下の順序で順位を決定する。

- ①当該チームの対戦結果の総勝点数
- ②当該チームの対戦結果の総得失点差
- ③当該チームの対戦結果の総得点数
- ④グループ内全試合の総得失点差
- ⑤グループ内全試合の総得点数
- ⑥下記に基づく警告、退場のスコアがより少ないチーム

[1] イエローカード1枚

1ポイント

- [2] イエローカード2枚によるレッドカード1枚 3ポイント
- [3] レッドカード1枚 3ポイント
- [4] イエローカード1枚に続くレッドカード1枚 4ポイント

⑦抽選

ただし、試合が、一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合（不戦敗等）には、その帰責事由あるチームは0対5で敗戦したものとみなす。

- (4) ベンチに着席できる人数は、参加申込書及びフットサル大会登録票により予め大会に登録されており、試合開始前のメンバー提出用紙に記載されている交代選手7名、監督1名・コーチ1名・スタッフ2名の計11名を上限とする。なお、事前に登録された都道府県選手団役員2名は、監督・コーチ・スタッフの代理としてベンチ入りすることができる。

- (5) ピッチ（試合コート）到着の対応について下記のとおりとする。

試合開始時に最小5人の競技者がいる状況において、試合開始以前に提出されるメンバー表に記載され、かつ大会登録選手であり、出場資格を有すると確認されている競技者が、試合開始時に不在の場合、以下のとおりとする。

- ① 試合開始（第1ピリオドキックオフ）後、ピッチに到着した場合その競技者は、第1ピリオドは出場できず、ベンチに入ることもできない。
- ② 第2ピリオド開始（第2ピリオドキックオフ）前、ピッチに到着した場合その競技者は試合開始から第2ピリオド開始までの間にピッチに到着し、ハーフタイムの時間内に主審の承認を得ると第2ピリオド開始時よりその試合に出場することができ、ベンチに入ることもできる。
- ③ 第2ピリオド開始（第2ピリオドキックオフ）後、ピッチに到着した場合その競技者は、その試合に出場することはできず、ベンチに入ることもできない。

- (6) **試合球は、日本協会検定球のフットサルボールを使用する。**

- (7) ユニフォーム

- ① ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は、原則としてフィールドプレーヤー・ゴールキーパーとも1着準備・携行すること。（2着準備・携行することが望ましい。）また、選手全員が携行及び着用するユニフォームは、フィールドプレーヤー・ゴールキーパーのそれぞれすべてが同色・同デザインのものとする。ただし、選手全員が携行及び着用するユニフォーム2着目の準備が困難な場合、ビブスで対応する。

- ② ゴールキーパーのユニフォームについては、フィールドプレーヤーとしてプレーしていた競技者がゴールキーパーとしてプレーする場合は、ゴールキーパーのユニフォームと同色・同デザインであることを基本とする。**また、事前に登録された色彩のゴールキーパー及びフィールドプレーヤーのユニフォームの中から選択して着用することもできる。**ただし、その試合で着用されるそれぞれのフィールドプレーヤーおよび相手ゴールキーパーの色彩と異なり、試合前のマッチコーディネーションミーティング（審判立会いの打合せ）において承認された場合に限り着用を認められる。また、競技者が着用するユニフォームにはその競技者自身の番号を付けなければならない。なお、ケガや退場処分等の突発的な諸事情により、交代要員のゴールキーパーが不在でかつ準備が整っていない場合、主審の判断により、ゴールキーパーのユニフォームを前述以外のユニフォームで代用することができる。

- ③ **ユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色（紺を含む）と明確に判別し得るものでなければならない。尚、ショーツ・ソックス**

については、この限りではない。

- ④アンダーウェア(アンダーシャツ、ショーツ、タイツ)を外に露出して着用する場合は、チームで同色のものを着用する。

- ⑤ユニフォームに表示することができる内容は以下の通りとする。

区分	必須項目	シャツ・ショーツの どちらか片方で必須項目	任意項目
シャツ	選手番号(背中)	選手番号(胸)	チーム名、チームエンブレム、選手番号(胸)、選手名(背面のみ)、製造メーカー名(ロゴ)
ショーツ	なし	選手番号 (前面の右側または左側)	選手番号、チームエンブレム、製造メーカー名(ロゴ)
ソックス			チームエンブレム、製造メーカー名(ロゴ)

※選手番号は、フットサル大会登録票に記載され、明確に判別しうる選手固有の番号を服地と明確に区別し得る色彩で、かつ判別が容易なサイズのものとし、シャツの背中、ショーツ前面の右側または左側へ付けなければならない。なお、シャツ前面の選手番号取り付けは任意とする。(番号は、1番～99番までの整数とし、0番は認めない。)以上の選手番号をユニフォームに取り付ける際は、ビニールテープやテーピングテープ等のはがれやすい素材を使用しないこと。

※企業名や商品名をチーム名及びチームエンブレムとすることは認めない。また、登録されたチーム名と異なる表示の掲示や、各国代表チーム及び有名クラブチームのレプリカユニフォーム(エンブレム、広告表示)の使用は認めない。ただし、これらの表示を上から別布で覆ったユニフォームは認める。

- (8) シューズは、体育館用シューズとする。床面を痛めるスタッドの付いたシューズや床面にマークをつけるシューズは認められない。接地面がアメ色、白色または無色透明のものを使用する。
(注/当大会では、メーカーが「ノン・マーキング」として販売しているものであっても、接地面がアメ色、白色または無色透明のもの以外は使用できない)ただし、ノンマーキングシューズについては、施設側の使用許可を得られない場合を除き使用できるものとする。

- (9) レガース(すね当て)を必ず着用しなければならない。

- (10) 選手の装身具(ネックレス、ピアス、指輪等)についてはすべて取り外さなければならない。

9. 懲 罰

- (1) 大会規律・フェアプレー委員会を設置し日本協会懲罰基準に従い規律問題について処理する。
(2) 大会において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律・フェアプレー委員会において決定する。
(3) 大会期間中、警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。

10. 表彰

- (1) ベスト4まで表彰し、賞状を授与する。
- (2) メダルは1位チームに金メダル、2位チームに銀メダル、3位チームに銅メダルをチーム全員に授与する。
- (3) 1位チームにはカップ、2位及び3位チームには楯を授与する。
- (4) 申込終了後、**申込数が8チーム以内であった場合、優勝・準優勝までの表彰**とする。

11. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ①有事の際の棄権に関わらず、「体育の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加チーム・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、**大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。**
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

12. その他

- (1) 参加チーム数により各項を変更することもある。
- (2) 原則として基準要項、体育の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (3) 参加チームは、競技の進行が円滑にできるよう別紙「大会参加の注意事項」を遵守すること。別紙は諸連絡等で連絡する。
- (4) **参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
- (5) 参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (6) 監督・コーチ・スタッフが2チーム以上を兼務する場合でも支払うチーム参加費に変更は無い。
- (7) 記載のない内容については主催者で判断する。



スポーツ振興基金助成事業

独立行政法人日本スポーツ振興センター

芸能文化の部 要項

1. 目 的

全国青年大会芸能文化の部は、地域における青年の芸能文化活動の普及振興を目的に実施する。

2. 期 日

2025（令和7）年11月7日（金）～10日（月）

3. 実施競技

- （1）写 真 展（1人5点まで）
- （2）生活文化展（1人5点まで）
- （3）意 見 発 表
- （4）舞 台 発 表

4. 会 場

各種目別実施要項に定める。

5. 運営上の留意事項

地域青年の総意を結集して、本大会を成功に導くため、町村大会、郡市区大会、都道府県大会と順次盛り上がるよう工夫して、これを本大会に反映させる。

郡市区ならびに町村大会においては、都道府県大会の予選を兼ね、青年の総意を結集する。都道府県大会においては、本大会の予選を兼ねて、それぞれの地域の特色ある行事を加える。なお参加者は、原則として都道府県大会で選考のうえ決定する。

6. 参加資格

- （1）本大会の参加者とは、団長、副団長、総監督、総務、競技別監督、合唱等の伴奏者・指揮者、郷土芸能の熟練を要する伴奏者（お囃子、唄い手、その他の楽器演奏者）・スタッフ、写真展・生活文化展の出品責任者、及び選手をいう。
- （2）原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- （3）国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- （4）過去に**種目別要項に定める全国競技会などへの参加実績を有する者は本大会に参加できない（詳細は各種目別実施要項を参照）**。

- (5) 前大会において本大会要項を遵守せず、不正（無資格者を出し失格した等）を行った選手は、当該種目について参加することができない。また、その選手が団体種目にエントリーしている場合はその団体全員が、個人種目については当該選手が参加できないものとする。

7. 参加条件

- (1) 参加する場合は、大会本部が指定する期日までに参加費、保険料・大会運営費を納入しなければならない。
- (2) 複数の種目に出場する場合、参加費に限ってはそれぞれ支払うこととする。
- (3) 団体種目に限りオーバーエイジ枠（以下、O A 枠（1985（昭和 60）年 4 月 1 日以前に出生した者の参加を一部認める））の適用を認める。

8. 参加費

- (1) **大会参加者は、申込あたり 1 人 3,300 円（税込）を 11 月 5 日（水）までに支払うこととする。**ただし写真展及び生活文化展は 1 点、舞台発表は 1 出演あたり支払うものとする。
- (2) 監督が同一種目において 2 団体以上を兼務する場合は 1 人分の 3,300 円（税込）を支払うこととする。
- (3) **本大会の参加者は、参加費とは別に大会運営費として 1 人 1,100 円（税込）を支払うものとする。**なお、申込後における棄権者の大会運営費は「15. 有事の際の対応」に準じて、原則として返金しない。
- (4) 各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）は大会運営費及び保険料のみを支払うこととし、参加費は発生しないものとする。ただし、選手団役員が種目別監督または選手を兼任する場合は、種目ごとに定められた参加費を支払う。

9. 保 険

大会参加者は、全国青年大会傷害保険に加入するものとする。**個人の掛金は 300 円（税込）とする。**ただし、オブザーバーも名簿（氏名および住所、生年月日）の提出により加入することができる。なお、参加選手の棄権に伴う保険料は返金しない。

10. 申 込

- (1) **参加者申込は、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口から申し込む**ことを原則とし、所定の申込用紙（別に定める）に入力のうえ、全国青年大会事務局あてに申し込むものとする。
- (2) **申込の締切は 9 月 30 日（火）17 時必着とする。**ただし、申込書の提出方法についてはデータ送付が好ましいが、郵送でも構わないものとする。申込に際し、派遣者名の公印に関する取扱いについては問わないものとする。
- (3) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

ただし、**団体競技種目で棄権者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。**

また、**入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする。**入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。なお、新たに入れ替え登録した参加者の大会参加費及び大会運営費、保険料は発生しないものとし、入れ替える人数より多くの入れ替え登録を行うことはできない。

（４）やむをえず棄権をする場合は、大会本部（発表当日は競技運営本部）まで必ず届けること。

11. 出演順序

出演順序の決定は主催者が行う。

12. 各種目別監督会議

各種目別に実施する監督会議では参加条件、参加資格、その他要項に関する決定はできない。

13. 表 彰

該当するものには最優秀賞、優秀賞、努力賞、グランプリ、準グランプリ等の表彰をする。ただし、失格者（団体）が入賞している場合にはその賞を剥奪する。その際、当該賞は空位とし、席位を繰り上げることはしない。

詳細は各種目別実施要項に別途定める。

14. 大会役員などの委嘱

大会役員ならびに競技役員は、主催者において委嘱する。

15. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

（１）諸経費について

①有事の際の棄権に関わらず、「８．参加費」に基づき支払うものとする。

②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。
すでに納入されている場合は返金を行う。

③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。

（２）主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

（３）記載のない内容については、主催者で判断する。

16. その他

- (1) 無資格者が参加したときは、団体で申し込んでいる場合は団体全員、個人で申し込んでいる場合には当該選手を失格とする。
- (2) **出場団体数により、日程を変更することがある。**
- (3) 大会参加者は次の事項を守らなければならない。
 - ① 監督、選手のユニフォームには特別の定めのある場合を除き、企業名を記したものは一切使用しないこと。
 - ② **参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
 - ③ 参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
 - ④ 参加者は、大会に関する写真や動画の撮影及び活用について別途定めるガイドラインに従う。
- (4) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。ただし、「15. 有事の際の対応」については、種目別要項よりも当該規程が優先される。
- (5) 記載のない内容については、主催者で判断する。

17. 大会事務局

この大会の事務局は、〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1 日本青年館5階 日本青年団協議会内に置く。

写真展 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）、9日（日）

2. 会 場

日本青年館ホール（予定）

3. 目 的

青年が、自らの体験や地域社会での活動で得たものを記録し表現した写真作品を展示し、文化の発展に寄与する。

4. 参加資格

- （1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督、出品責任者はこの限りではない。
- ①1985（昭和60）年4月2日から2010（平成22）年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和7）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- （2）無資格者の参加は失格とする。
- （3）原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- （4）国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- （5）オーバーエイジ枠（1985（昭和60）年4月1日以前に出生した者）の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1以内での参加を認める。
- （6）過去5年のあいだ、全国公募展で入選した作品は出品できない。また、過去に出品した同一作品の再出品は認めない。

5. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。なお、申込書に貼付する写真については原則としてデータで送付すること。

6. 作品の大きさ

- (1) 作品は単写真、組み写真とも可。サイズは、4切りから全紙、またはA4からA3ノビの範囲内とする。ただし、組み写真を1枚でレイアウトする場合は100cm×150cm以内のパネルに構成すること。
- (2) **出品作品は額装またはパネル張り、およびそれに準じるものとする。**

7. 出品点数

出品点数は両部門あわせて1人5点までとする。

8. 出品票

出品作品は所定の出品票を作品の裏に添付すること。組写真の場合は個々の作品に出品票を添付するとともに展示順を明記すること。ただし1枚にレイアウトする場合、出品票は1枚でよい。

9. 出品責任者

- (1) 各都道府県から出品責任者として1人は必ず参加すること。ただし、生活文化展の出品責任者を兼ねてもよい。
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表並びに出品物・数を確認した上で受付をする。
- (3) 出品責任者は、展覧会終了後、写真関係から一括して出品作品の返却を受けること。

10. 審査会ならびに表彰式・合評会

- (1) 詳細については諸連絡等で連絡する。
- (2) 賞状は最も優れたものに最優秀賞1作品以内、優秀賞2作品以内、佳作3作品以内の各賞に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀賞、優秀賞、佳作の exhibitor に授与する。
- (3) 出品者が合評会・表彰式を欠席する場合、出品責任者または都道府県選手団窓口の者が必ず出席する。なお、欠席する場合の保険料はかからないものとする。
- (4) 申込終了後、**出品数が8作品以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

11. 注意事項

- (1) 肖像権や著作権などに抵触する場合は出品者が了解を得ること。大会主催者はその責任を負わない。
- (2) 公序良俗に反する作品は出品できない。
- (3) 出品作品は、輸送中に破損しないように厳重に荷造りをする。
- (4) 出品作品の輸送中の事故（返却の場合も含む）について大会主催者は責任を負わない。

- (5) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具および荷造りのための材料を各自用意すること。
- (6) 展示場所や方法は、主催者側で定める。
- (7) 舞台発表等、種目の備品や他の道具と、写真展の作品はいっしょに送らないこと。
- (8) 作品返却後の運送業者の手配は、各自で行うこと。
- (9) 作品には上下、左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (10) 申込時には出品作品の写真データ（ただし実際に現像して応募する写真の画角と同様のもの）を必ず添付すること。

12. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

13. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) **参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
- (3) 参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (4) 記載のない内容については主催者で判断する。



生活文化展 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）、9日（日）

2. 会 場

日本青年館ホール（予定）

3. 目 的

健康で明るい文化生活を築くため、青年の創意工夫による日常生活に役立つ作品を展示する。

4. 種 目

展示するものは、デザインの美しさと実用性を調和させるもので、工芸品、手芸品、室内装飾品、日常生活用具など。

5. 参加資格

- （1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督、出品責任者はこの限りではない。
- ①1985（昭和60）年4月2日から2010（平成22）年4月1日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和7）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- （2）無資格者の参加は失格とする。
- （3）原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- （4）国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- （5）オーバーエイジ枠（1985（昭和60）年4月1日以前に出生した者）の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1以内の参加を認める。
- （6）過去5年以内において、日展等全国的公募展に入選した場合は参加できない。
- （7）過去に出品した作品は認めない。

6. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。なお、申込書に貼付する写真については原則としてデータで送付すること。

7. 出品規定

- (1) 出品点数は一人5点までとする。
 - (2) 出品する作品は、屋内展示が可能な大きさで、かつ搬入・搬出に支障をきたさないものに限る。運搬が困難なものについては、アイデアおよび実用に供している姿を写真（カラーで四つ切り程度）など作品に代えて出品してもよい。なお、これをパネルに構成する場合、大きさは100cm×150cm以内とする。
- また、出品作品のサイズによっては、展示会場及び方法を変更することもある。

8. 出品票

作品整理のため、出品物には出品者の住所、氏名、性別、作品名・作品の説明等を明記した出品票を必ず添付すること。組作品の場合は、個々の作品に添付のこと。

9. 出品責任者

- (1) **各都道府県から出品責任者として、1人は必ず参加すること（ただし、写真展の出品責任者を兼ねてもよい）。**
- (2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表を確認し受付をする。出品作品を生活文化展係に引き渡すこと。
- (3) 出品責任者は、展覧会終了後、生活文化展係から一括して出品作品の返却を受けること。

10. 審査会ならびに表彰式・合評会

- (1) 詳細については諸連絡等で連絡する。
- (2) 賞状は最も優れたものに最優秀賞1作品以内、優秀賞2作品以内、佳作3作品以内の各賞に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀賞、優秀賞、佳作の exhibitor に授与する。
- (3) 出品者が合評会・表彰式を欠席する場合、出品責任者または都道府県選手団窓口の者が必ず出席する。なお、欠席する場合の保険料はかからないものとする。
- (4) 申込終了後、**出品数が8作品以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

11. 注意事項

- (1) 出品作品は輸送中に破損しないように厳重に荷造りすること。

- (2) 出品作品の輸送中の事故（返却も含む）については、大会主催者はその責任を負わない。
- (3) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具（バール、小刀など）および荷造りのための補強材料（くぎ、ひも、なわ、紙類）を各自用意すること。
- (4) 展示の場所や方法は主催者側で定める。
- (5) 舞台発表等、種目の備品や他の道具と、写真展の作品はいっしょに送らないこと。
- (6) 作品返却後の運送業者の手配は各自で行うこと。
- (7) 作品には上下・左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (8) 申込時には出品作品の展示時の様子がわかる写真データを必ず添付すること。

12. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部基準要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

13. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) **参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
- (3) 参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (4) 記載のない内容については主催者で判断する。

意見発表 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月8日（土）

2. 会 場

日本青年館ホール（予定）

3. 目 的

青年が日々地域社会と関わりながら暮らす中で、自分が頑張っていること、また率直に感じている不安や思いなど、実践報告や事例紹介ではなく、取り組みを通じて具体的に感じたことを自由に言葉にして発表することを目的とする。

4. テーマの例（発表はこの例に限らない）

- * 自分や仲間の体験から考える、今の日本社会や世界に言いたいこと。
- * 地域や暮らしをより良くしていくために、スポーツや芸能文化活動、青年活動などを通じて、若者にできること。
- * 国際的なボランティアや国際交流、また地域の外国人との関わりなど、国際的な視野を持った意見。
- * SDGsや自分たちの暮らす地域の問題や、地域をより良くするための意見。
- * 恋愛や結婚、家族の抱える問題について考えること。
- * 青年活動においての仲間づくりや組織づくりについて考えること。

5. 発表者

発表は個別に行なうものとする。

6. 発表時間

1人8分以上10分以内とする（400字詰め原稿用紙7～8枚程度）。別に質疑応答3分以内。

7. 参加形態

原則として、日本青年館における発表のみを認める。ただし、やむを得ない事情によって当日の出席が難しい場合、**発表している様子を撮影した動画を審査対象**とすることができる。なお、当日にオンラインで発表することは認めず、日本青年館での発表と動画での発表による参加のみを審査対象とする。動画提出の締切については主催者で別途定め、後日送付する諸連絡にて案内する。

8. 発表順序

主催者にて定める。

9. 参加資格

- (1) **本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督はこの限りではない。**
 - ①1985（昭和 60）年 4 月 2 日から 2010（平成 22）年 4 月 1 日までに出生した者。
 - ②原則、2025（令和 7）年 5 月 1 日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
 - ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
 - ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。
- (2) **原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。**
- (3) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。
- (4) 過去において、次に掲げる大会に出場した者は参加できない。
 - (ア) NHK 青年の主張全国コンクール全国中央大会
 - (イ) NHK 青春メッセージ全国中央大会
- (5) 無資格の発表者が発見された場合、当該発表者を失格とする。

10. 参加申込

- (1) 締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。
- (2) **発表原稿（写）2 部を大会申込書と同時に提出**すること。なお、原稿（写）は返却しない。

11. 審査基準

審査に当たっては、**発表内容について 70%、発表態度 30%として採点するので、話し方、発声等にも気を付けること。**

- ・日常生活の体験に基づいているかどうか。
- ・青年の正義感に基づいているかどうか。
- ・男女共同の社会観に基づいているかどうか。
- ・青年が、地域社会、仕事、教育の場でぶつかってきた課題にどのように向き合い、対処したかが表

現されているか。

- ・自分自身で勉強をし、研究をし、発表しているかどうか。又、内容の具体性があるかどうか。

12. 表彰

- (1) 賞状は、優秀なものに最優秀賞、優秀賞、努力賞等を授与する。
- (2) メダルは最優秀賞、優秀賞、努力賞等の受賞者に授与する。
- (3) 楯は、最優秀賞、優秀賞の受賞者に授与する。
- (4) 申込終了後、**申込数が8人以内であった場合、最優秀賞・優秀賞までの表彰**とする。

13. 諸注意

- (1) 監督会議には出場者が必ず出席すること。(日時は主催者にて別途定める)
- (2) 発表時間
 - ①発表時間は厳守すること。
 - ②質疑時間は3分で、審査員の質問を優先する。時間に余裕がある場合、客席から発表内容についての質問を受け付ける。
 - ③8分でベル(1回)を鳴らし、2分後ベル(2回)を鳴らす。
- (3) 発表順
 - ①発表順序の変更は原則として認めない。
 - ②他人の発表を聞くことは大切である。また、**棄権者がある場合も考えられるのでおよその見当をつけて1時間から1時間半くらい前には会場にきていること。**
 - ③2人前には指定の席に着くこと。
 - ④順番が来ても会場にきていない時には棄権とみなすので注意すること。
- (4) 資 料
発表のために写真や図などの参考資料を掲示物として使用する場合、その大きさは原則として120 cm×150 cm以内とする。その他、参考資料を表示するための補助機材としてプロジェクター(パソコン)、スライド、ビデオ等の視聴覚機材も使用できる。ただし、以上の**参考資料については採点の対象とはしない。**
- (5) 優秀者の決定
 - ①全員の発表が終了した後、審査委員会を開き、慎重審議して数名の優秀者を決定する。
 - ②その内最優秀賞を1名、優秀賞を1名、努力賞を2名以内で定める。
 - ③再発表については、別途定める。
- (6) 講評・閉会
 - ①審査終了後、審査員長から意見発表全般について講評を行う。
 - ②講評の後、閉会行事を行い、優秀者に対し表彰状および楯を授与する。
 - ③表彰式後、全発表者と審査員との合評会を行う。

14. 有事の際の対応

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

（1）諸経費について

- ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部基準要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
- ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。
すでに納入されている場合は返金を行う。
- ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。

（2）主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。

（3）記載のない内容については、主催者で判断する。

15. その他

（1）原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。

（2）参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。

（3）参加者は大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。

（4）記載のない内容については主催者で判断する。



舞台発表 実施要項

1. 日 時

2025（令和7）年11月9日（日）

2. 会 場

日本青年館ホール

3. 目 的

全国各地で様々な表現活動に取り組む青年たちが一堂に会し、互いに学びあい、交流を深めていくことを通じて一人ひとりの人間形成に役立て、地域の活性化と地域文化の継承をめざす。

4. 演 目

演劇、人形劇、手品、漫才、落語、ダンス、音楽（合唱・アカペラ・のどじまん・バンド演奏等含む）、郷土芸能等のホール舞台上で実施する様々な表現や発表。

5. 編 成

参加人数には上限を設けない。また、都道府県選手団あたりの出場団体数に上限を設けない。

6. 上演時間

発表については60分以内とする。**ただし、主催者が前述の時間では日程内での上演が難しいと判断した場合、上演時間を短縮する場合がある。**

※舞台設営（飾り付け）及び撤去、入退場の時間は含めない。

7. 参加資格

（1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督はこの限りではない。

- ①1985（昭和60）年4月2日から2010（平成22）年4月1日までに出生した者。
- ②原則、2025（令和7）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。
- ③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。
- ④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

（2）無資格者が出演したことが発見された時は失格とする。

- (3) 原則として、日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。
- (4) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

8. オーバーエイジ枠

参加資格に、**オーバーエイジ枠**（以下、**O A 枠**（1985（昭和 60）年 4 月 1 日以前に出生した者の参加を一部認める））を設ける。**O A の出演者が参加する場合は、一団体に付き出演者の 3 分の 1 以内とする。**

9. 参加申込

- (1) 申込みにあたっては所定の様式に全て明記のうえ申し込むこと。参加費は、**一人あたり 3,300 円（税込）と大会運営費 1,100 円（税込）、保険料 300 円（税込）を 11 月 5 日（水）までに納入すること。**締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

ただし、団体競技種目で**参加登録抹消者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。**また、**入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする。**入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。

- (2) **音源及び演出プランは、後日送付する諸連絡にて定める期限までに大会本部に届いたもののみを使用できることとする。**提出する音源の形式は「mp3」または「WAV」ファイルとし、大容量ファイルのため下記いずれかの方法で送付すること。

①Google ドライブや Dropbox 等のクラウドサービスを利用したファイル共有

②音源ファイルを入れた CD または USB メモリを郵送（期日までに大会本部必着のこと）

上記①②での対応が難しく、Gigafile 便等の大容量データ送信サイトを使って送信する場合は、大会本部が確認できるよう、ダウンロード期限に余裕を持って設定すること。

10. 審査基準

審査は、大会本部が委嘱した審査員があたり、表現力、演出力等のほか観客を意識した準備や発表であること等の総合評価を行う。各上演後すぐ、審査員により講評を行う。ただし、観客賞については、下記の項目を最も満たした団体を観客が決めることとする。

- (1) 青年らしくいきいきと発表しているか。
- (2) 自分（たち）の想いが適切に表現（創造性・独自性・構成力）されているか。
- (3) **地域において、自らも楽しみながら実際に活動している内容に基づいて、日常の地域活動の様子が表現されているか。**
- (4) 指定の制限時間内であれば、上演時間の長短は審査に影響しない。

11. 表彰

- (1) 賞状は最も表彰されるべき出場団体に対しグランプリ1団体以内、準グランプリ1団体以内、審査員賞2団体以内、観客賞を授与する。
- (2) グランプリ・準グランプリは、審査員で協議の上決定する。
審査員賞は、当日の発表内容に基づき、その名称を含め審査員で協議の上決定する。
例) 衣装が秀でた団体の場合→「衣装が良かったで賞」
- (3) メダルはグランプリ1団体以内、準グランプリ1団体以内、審査員賞2団体以内の全員に授与する。
- (4) 楯はグランプリ1団体以内、準グランプリ1団体以内に授与する
- (5) 後藤文夫賞（郷土芸能のジャンルのみ）は賞状と副賞を授与する。
※本賞は、一般財団法人日本青年館より、地域の伝統的な郷土芸能を青年が真剣にその伝承につとめ、青年団としての取組の中で意欲的である団体に授与されます。
- (6) 申込終了後、**申込数が8団体以内であった場合、グランプリ・準グランプリまでの表彰**とする。

12. 注意事項

- (1) 出演代表者による監督会議において当日の進行等を確認する。日時の詳細は後日参加道府県選手団または参加者宛に連絡する。
- (2) 出演順序は発表内容、諸条件などを考慮して主催者にて決定する。
- (3) 演目のジャンルは問わない。ただし、指定の時間内に終了できるように構成し、舞台装置及び照明設備、また演出は会場が対応可能なもののみとする。
- (4) 各団体のリハーサル終了後に、演出や使用備品等を変更することは認めない。必ず、リハーサルの時間内に演出等を確認すること。ただし、リハーサル以後の備品の破損等に際してはその限りではない。

13. 有事の際の対応について

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ①有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

14. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) **参加者は、本部が指定する開会式・交歓プログラム等の全体行事（詳細は後日諸連絡にて記載）に参加するものとする。**
- (3) 参加者は、大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (4) 参加申し込み状況に応じて、大会の運営方法を変更する場合がある。
- (5) 記載のない内容については主催者で判断する。



